

青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）において使用する用語の例による。

(認定申請書の添付図書)

第3条 施行規則第23条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（以下「審査機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、法第19条第4項に掲げる書面
- 二 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む建築物にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- 三 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む建築物にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
- 四 登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（以下「試験等」という。）を受けた場合にあっては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書の写し
- 五 その他所管行政庁が必要と認める書類

2 施行規則第30条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 前項第1号から第4号までに掲げる図書
- 二 施行規則第25条第1項の通知に係る通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し（当該通知がされ、及び当該検査済証が交付されてから法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定（以下「建築物エネルギー消費性能基準適合認定」という。）の申請までに当該申請に係る建築物について当該通知に係る法第34条第1項の規定による認定の内容及び当該検査済証に係る建築基準法第7条第4項、第7条の2第4項又は第18条第17項の検査の内容に変更がない場合に限る。）
- 三 施行規則第28条において準用する施行規則第25条第1項の通知に係る通知書の写し及

び検査済証の写し（当該通知がされ、及び当該検査済証が交付されてから建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請までに当該申請に係る建築物について当該通知に係る法第36条第1項の規定による変更の認定の内容及び当該検査済証に係る建築基準法第7条第4項、第7条の2第4項又は第18条第17項の検査の内容に変更がない場合に限る。）

四 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第1項の通知に係る通知書の写し及び検査済証の写し（当該通知がされ、及び当該検査済証が交付されてから建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請までに当該申請に係る建築物について当該通知に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の内容及び当該検査済証に係る建築基準法第7条第4項、第7条の2第4項又は第18条第17項の検査の内容に変更がない場合に限る。）

五 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条において準用する同令第43条第1項の通知に係る通知書の写し及び検査済証の写し（当該通知がされ、及び当該検査済証が交付されてから建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請までに当該申請に係る建築物について当該通知に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定の内容及び当該検査済証に係る建築基準法第7条第4項、第7条の2第4項又は第18条第17項の検査の内容に変更がない場合に限る。）

六 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級について4の記載がされ、及び同表の一次エネルギー消費量等級について4又は5の記載がされているものに限る。）の写し（当該建設住宅性能評価書が交付されてから建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請までに当該申請に係る建築物について当該建設住宅性能評価書に係る同法第5条第1項の規定による住宅性能評価の内容に変更がない場合に限る。）

七 平成28年4月1日に現に存する建築物（非住宅建築物（住宅の用途以外の用途に供する建築物をいう。）及び複合建築物（住宅の用途に供する部分及び住宅の用途以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。）を除く。）に係る申請にあつては、第2号から前6号までに掲げる場合のほか、建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表2-1の一次エネルギー消費量等級について3、4又は5の記載がされているものに限る。）の写し（当該建設住宅性能評価書が交付されてから建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請までに当該申請に係る建築物について当該建設住宅性能評価書に係る同法第5条第1項の規定による住宅性能評価の内容に変更がない場合に限る。）

八 その他所管行政庁が必要と認める図書

（所管行政庁が不要と認める図書）

第4条 施行規則第23条第3項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

一 前条第1項第1号に掲げる図書を添付する場合にあつては、各種計算書

二 次に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項

の全てについて明示することを要しないときは、当該図書

イ 前条第1項第2号に掲げる住宅型式性能認定書の写しを添付する場合にあっては、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

ロ 前条第1項第3号に掲げる型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付する場合にあっては、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

2 施行規則第30条第3項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

一 前条第2項第1号から第7号までに掲げる図書を添付する場合にあっては、各種計算書

二 前項第2号イ又はロに掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないときは、当該図書

（認定しない旨の通知）

第5条 地域県民局長は、認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項の認定の基準に適合しないと認めたとき又は建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めたときは、認定しない旨の通知書（第1号様式）により申請者に通知するものとする。

（認定申請の取下げ）

第6条 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請を行った者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下書（第2号様式）を地域県民局長に提出するものとする。

（建築完了等の報告）

第7条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等が完了したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の建築工事が完了した旨の報告書（建築士による書類を添付する場合は第3号様式、建築工事の施工者による書類を添付する場合は第4号様式）を地域県民局長に提出するものとする。

（新築等の取りやめ）

第8条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等を取りやめる場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（第5号様式）を地域県民局長に提出するものとする。

（記載事項等の変更）

第9条 認定建築主は、法第36条第1項に規定する軽微な変更をしようとする場合は、記載事項等変更届（第6号様式）を地域県民局長に提出するものとする。

(取消通知)

第10条 知事は、法第39条又は第42条の規定により認定を取り消す場合は、認定取消通知書（第7号様式）により認定建築主に通知するものとする。

(報告の徴収)

第11条 知事は、法第37条又は第43条第1項の規定により認定建築主又は建築物エネルギー消費性能基準適合認定を受けた者に対し報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書（第8号様式）により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた認定建築主又は建築物エネルギー消費性能基準適合認定を受けた者は、状況報告書（第9号様式）を知事に提出するものとする。

(改善命令)

第12条 知事は、法第38条の規定により認定建築主に対し改善命令をする場合は、改善命令書（第10号様式）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。